

「適正な電力取引についての指針」の改定の建議について

2025年5月12日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引制度企画室

(趣旨)

「適正な電力取引についての指針」(適取ガイドライン)における、スポット市場における余剰電力全量の限界費用に基づく価格での売り入札が特に強く求められる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」(以下「対象事業者」という。)の判定方法につき、第8回制度設計・監視専門会合(2025年4月25日開催)にて、御了解をいただいた。今般、御了解いただいた内容を踏まえ、「適正な電力取引についての指針」の改定を経済産業大臣に建議することについて、御審議いただきたい。

1. 経緯

適取ガイドラインにおけるスポット市場における余剰電力全量の限界費用に基づく価格での売り入札が特に強く求められる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」の判定方法について、昨今、需給状況の変化や連系線工事に伴う分断率の上昇等様々な要因により市場分断率が大きく変化しており、北海道・東日本・西日本・九州の4市場に区分する本則自体が実態とかけ離れている状況にある。

こうした問題意識のもと、2024年10月15日開催の第2回制度設計・監視専門会合、2025年1月30日の制度設計・監視専門会合及び2025年4月25日の制度設計・監視専門会合にて、以下の<参考>に示す新たな考え方について御審議いただき、御了解をいただいた。今般、これに基づき、適取ガイドラインの改定案を作成したため、これをもって経済産業大臣に建議することについて、御審議いただきたい。(別紙新旧対照表参照)

<参考>新たな考え方の概要(2025年1月30日制度設計・監視専門会合資料9「スポット市場に対して限界費用価格での供出が求められる事業者の考え方について」参照)

(1) 本則における市場画定

現在、適取ガイドラインでは、本則を策定した当時の考え方に基づき、「他エリアと比べて分断発生率が継続(①)して高い(②)」連系線を基準に、4市場を画定している。具体的には、12か月移動平均単位において、概ね10%以上で推移していた連系線を分断率が「高い」と判断(②)し、また、5年程度を連系線構成の1周期と考え、「継続」性を判断(①)している。改定に当たって、本則については、現状の市場分断状況を踏まえ、具体的な市場区分を定めるのではなく、上記①及び②の考え方を固定し、「5年間において年平均分断率が10%以上となる年が3年以上継続する場合には分断として扱う」と整理する。

37 (2) 経過措置における市場画定

38 i) 考え方

39 改定に当たって、経過措置については、分断率の閾値を10%と設定し、分断率を算出
40 する際の移動平均期間については、現状の1か月平均から、以下ii)の基準を満たすこ
41 とを確認した上で、3か月、6か月、12か月と増加させていく。

42 また、分断発生率の継続性については、上記、上記閾値の値を超える連続年数につい
43 てまずは1年とした上で、以下ii)の基準を満たすことを確認した上で、2年、3年と
44 増加させていく。

45 以下ii)の基準を満たすことの確認は、毎年第3四半期を目途に、制度設計・監視専
46 門会合において実施する、市場区分及び対象事業者の見直しの際に、毎年度行う。

47

48 ii) 経過措置における基準

49 ① 確認時点において、対象事業者による相場操縦事案等の問題行動が認められない
50 こと(例えば、業務改善勧告や命令を受けた事業者による再発防止策が完了してか
51 ら1年以上経過している等)

52 ② 確認時点において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、対象事
53 業者から外れる事業者が、適取ガイドライン上の卸売分野における望ましい行為
54 を履践していることが確認できること(例:法令遵守体制の構築、内部的な取引監
55 視体制の構築等)

56 ③ 確認時点において、(旧一電等のうち、)対象事業者から外れている事業者につい
57 ても、電取委の調査により、市場価格を操作するための売惜しみ等問題となる行動が
58 認められないこと

59 ④ 確認時点において、平均化する期間及び継続性を捉える期間を増加させて市場範
60 囲を画定した場合、対象事業者から外れる事業者において内外無差別な卸売が担
61 保されていること

62

63 (3) 画定した市場において対象事業者を判定する基準について

64 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定については、以下に示す現行の判定基
65 準を用いる。

66 ・本則:発電容量を基準としたシェア20%以上 or PSIにより判定

67 ・経過措置:発電容量を基準としたシェア50%以上

68 また、現状、経過措置が適用される状況でも、経過措置における基準に加えて、本則
69 における基準も勘案し、いずれかを満たせば対象事業者と判定しているため、今回の見
70 直しにおいても、この考え方を引き続き採用する。

71

72

改定後	現行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I (略)</p> <p>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ スポット市場における売り札</p> <p>(略)</p> <p>また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注3）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I (略)</p> <p>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ スポット市場における売り札</p> <p>(略)</p> <p>また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注3）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。</p>

(略)

(注3) 市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、地域間連系線のスポット市場入札時点における年平均分断発生率が、直近5年間において10パーセント以上となる年が3年以上継続する場合に、連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量(発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。)が20パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者(Pivotal Supplier:当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者)と判定される電気事業者のことをいう。

(略)

附則 本指針の適用

令和●年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。

市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置

当分の間、第二部Ⅱ 2 (3) ア③注3によらず、以下に該当する事業者について、第二部Ⅱ 2 (3) ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者とみなす。

電力・ガス取引監視等委員会において、以下の基準*を満たすことを確認した場合には、地域間連系線のスポット市場入札時における分断発生率の平均を算出する期間(期間A)を1月から3月、3月から6月、6月から12月と段階的に増加させると同時に、当該分断率の継続性を判断する期間(期間B)を1年から2年、2年から3年と増加させる。その上で、判定時の直近5年間の地域間連系線のスポット市場入札時点において期間Aに基づき算出した分断発生率が10パーセントを超える期間が、期間Bにわたって継続する場合には連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の50パーセントを超える発電容量(発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。)を保有する電気事業者、又は、当該範囲における主要な供給者(Pivotal

(略)

(注3) 市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が継続して高い連系線(具体的には、北海道本州間連系設備、東京中部間連系設備、及び、中国九州間連系線)により4区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量(発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。)が20パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者(Pivotal Supplier:当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者)と判定される電気事業者のことをいう。

(略)

附則 本指針の適用

令和7年1月31日の改定後の本指針は、同日から適用する。

市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置

当分の間、本指針の適用開始の前月から直近5年間の各月において地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が一定の値を超える月がある場合には連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の50パーセントを超える発電容量(発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。)を保有する電気事業者は、第二部Ⅱ 2 (3) ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者と判定される電気事業者とみなす。なお、当該一定の値については、5パーセントとし、1年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討する。

Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者)と判定される電気事業者。上記の確認は、毎年度行うものとする。

※基準

令和6年度における市場支配力を有する可能性の高い事業者（北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、株式会社JERA、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社）について、

- ① 判定時の直近1年間において、市場支配力を有する可能性の高い事業者により相場操縦事案等の問題行動が認められないこと（例えば、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告を受けた事業者による再発防止策が完了したと認められる時期から1年以上が経過している等）
- ② 判定時において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しなくなる事業者について、第二部Ⅱ（卸売分野等における適正な電力取引の在り方）に規定する望ましい行為を履践していること
- ③ 判定時において、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しない事業者について、電力・ガス取引監視等委員会の調査により、市場価格を操作するための売惜しみ等問題となる行為が認められないこと
- ④ 判定時において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しなくなる事業者が供給するエリアにおいて、判定時における「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」に基づき、内外無差別な卸売が担保されていること

74 **3. 今後のスケジュール**

75 本件については、本委員会にて御了解をいただければ、公開3-2のとおり、経済産業
76 大臣に建議することとしたい。

77 なお、対象事業者の判定について、直近では2024年10月の制度設計・監視専門会合に
78 において、市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定を行っている。仮に2025年10月
79 末までに、改定された適取ガイドラインの施行が間に合わない場合、2025年11月以降、
80 施行後新たな基準の下、改めて判定するまでの間は、2024年10月の制度設計・監視専門
81 会合において対象事業者と判定された事業者を、対象事業者としたい。

